

鎌情・個審議第10号
平成28年12月20日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成28年12月15日付け鎌歴第622号をもって諮問のありました個人情報の提供につきまして、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する個人情報	提供する理由	提供先
28	歴史まちづくり推進担当	神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会事務	対象者	氏名、性別、生年月日、住所、学歴、職歴、役職、電話・FAX番号、メールアドレス、口座内容	神奈川県・横浜市・鎌倉市・図示し世界遺産登録推進委員会から委託された報酬・報償費支払、啓発イベントの参加者名簿作成等の事務を行うため	神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産推進委員会
	歴史まちづくり推進担当	日本遺産いざ鎌倉協議会事務	対象者	氏名、性別、生年月日、住所、学歴、職歴、役職、電話・FAX番号、メールアドレス、口座内容	日本遺産いざ鎌倉協議会から委託された報酬・報償費支払、啓発イベントの参加者名簿作成等の事務を行うため	日本遺産いざ鎌倉協議会